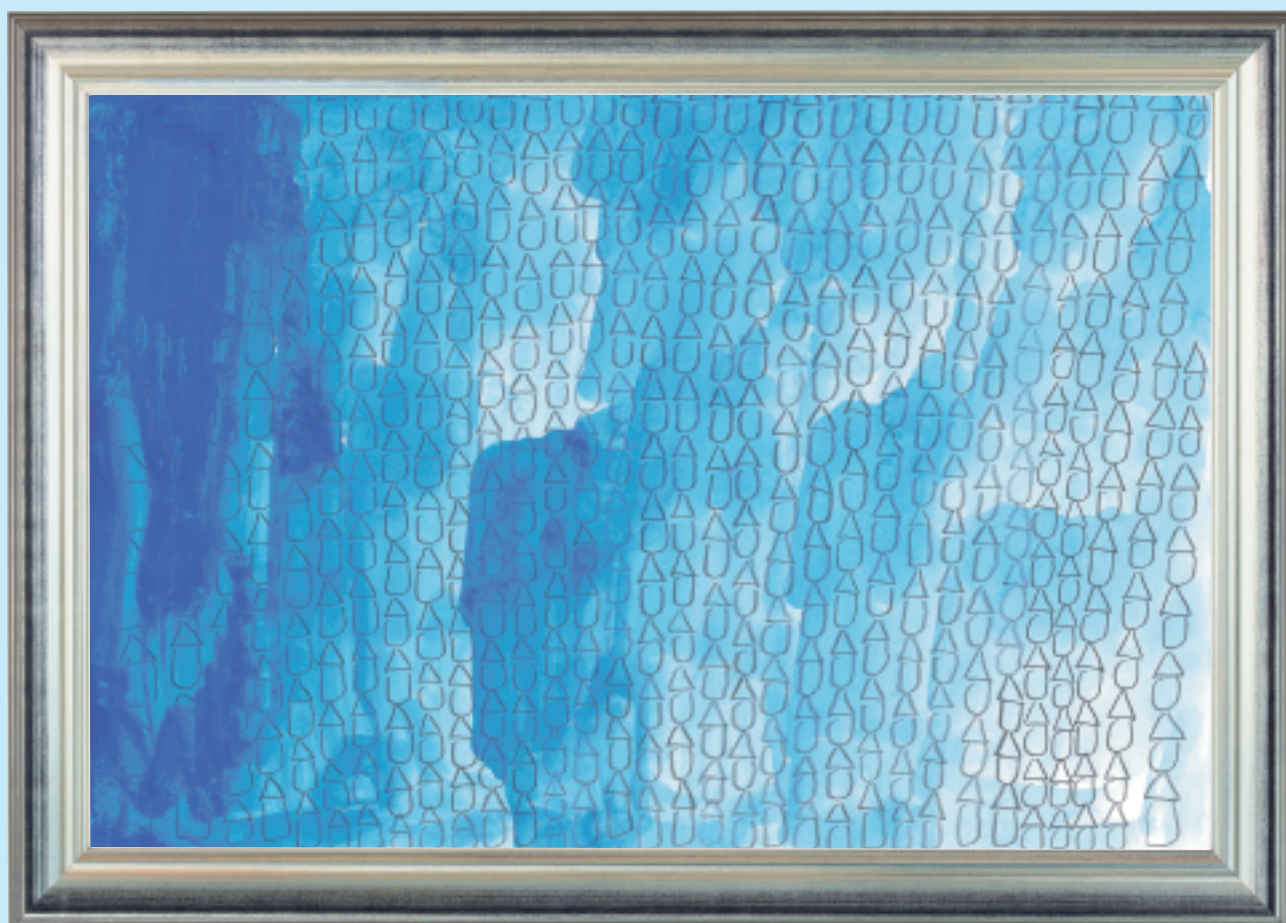


一宮市障害福祉計画



作品名「ブルーに染まる」

平成19年3月
一宮市

はじめに



近年、高齢者の増加や、慢性疾患への疾病構造の変化、ストレスの増大などにより、障害はだれもが直面する可能性のある問題となっています。障害のある人の自立した生活を考えたとき、それを支える障害福祉サービスや相談支援の充実が求められます。

国は、平成5年にノーマライゼーションの理念のもと「障害者基本法」を制定して障害福祉施策を推進し、平成15年度からは措置制度から契約制度へと転換した支援費制度により障害福祉サービスの拡充を図ってきました。しかし、精神に障害のある人が支援費制度の対象となっていないことや相談支援体制が不十分であることなど課題も多かったことから、平成17年に、精神に障害のある人も対象者とするとともに新たなサービス体系で自立を支援する「障害者自立支援法」を制定しました。

当市におきましては、ノーマライゼーションの理念のもと、だれもが住みなれた地域や家庭でその能力や適性に応じともに生活できる社会を目指し、10ヶ年計画の「一宮市障害者基本計画」を策定するとともに、同計画のもと、障害のある人が自立した生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援などの提供の推進に関する計画について、平成18年度を初年度とする3ヶ年の計画の「一宮市障害福祉計画」を策定いたしました。この計画は、障害のある人が自己決定と自己選択により必要な支援を受けつつ自立した生活を営み、社会参加を実現していくこと、市町村を主体とし、三障害を一元化してサービス提供に取り組むこと、施設から地域生活への移行や就労の支援など新たな課題に対応するサービスの提供体制を整えることなど、障害者自立支援法に基づき国が示した「基本指針」に沿った内容となっております。策定にあたりましては、障害のある方をはじめ、各界各層を代表する方、公募による市民代表の方にも委員として参加いただき、幅広い視野と専門的な見地に当事者としての視点を加えて活発なご協議をいただきました。

この計画を推進していくには、行政はもとより、サービス提供事業者や相談支援事業者、関係機関、企業など、幅広く地域のネットワークを構築して取り組む必要があるものと思います。市民の皆様はじめ、事業者、企業など関係団体のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、この計画策定に参画いただきました策定委員はじめ、貴重なご意見を賜りました多くの市民の皆様に、心より深く感謝申し上げます。

平成19年3月

一宮市長 谷 一 夫

目 次

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	4
3 障害者の定義	5
4 計画の期間	6
5 計画の策定体制	7
6 基本的な考え方	8
7 サービスの体系	10

第2章 一宮市における障害者の現状

1 障害者の実態	11
2 障害者福祉施策の概要	20
3 アンケート調査、ヒアリング調査からの課題整理	37

第3章 サービスの見込み量と確保のための方策

1 平成23年度までの目標	44
2 障害福祉サービス等の必要な見込み量および確保のための方策...	46
（1）訪問系サービス	46
（2）日中活動系サービス	47
（3）居住系サービス	51
（4）相談支援	52
3 地域生活支援事業の必要な見込み量および確保のための方策...	53
（1）相談支援事業	53
（2）コミュニケーション支援事業	54
（3）日常生活用具給付等事業	55
（4）移動支援事業	56
（5）地域活動支援センター	56
（6）福祉ホーム	56
（7）日中一時支援	57

第4章 今後の施策の推進

1 関係機関・団体との連携	58
2 庁内関連機関相互の連携	59
3 計画の進行管理	59
4 計画の弾力的な運用	59

参考資料

1	計画策定の経緯	60
2	一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱	62
3	策定委員会委員名簿	63
4	一宮市障害者基本計画等策定に係る庁内検討委員会設置要綱 ...	64
5	庁内検討委員会委員名簿	66

「障害」の表記について

他の自治体や一部の企業において、「障害」の表記を「障がい」としているところがあります。

本計画における「障害」の表記について障害者基本計画等策定委員会で検討しましたが、「いじめや差別につながる恐れがあるため「障がい」と表記すべきである」という意見と、「表記だけ変えても...」という意見などがありました。そこで、国や県の動向を確認したところ、「「障がい」と表記している自治体があるのは承知しているが、今のところ変える予定はない。」との回答でした。

これらのことを踏まえて、今後「障害」の表記については、障害者福祉を増進する立場から引き続き検討することとし、本計画においては「障害」と表記することとしました。

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障害のある人のための施策の経緯

わが国の障害者施策は、国際障害者年（昭和56年）を受けて策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じ、着実な推進が図られてきました。また、昭和58年から始まった「国連・障害者の十年」が平成4年で終了しましたが、翌年5月に「障害者対策に関する新長期計画」が策定され、さらに同年12月には「心身障害者対策基本法」が改正されて「障害者基本法」となり、精神障害者についても位置づけられ、障害の区別を越えた障害者施策の方向が示されました。平成14年には「リハビリテーション¹」と「ノーマライゼーション²」の理念を継承するとともに、障害の有無にかかわらず、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、新しい障害者基本計画が策定されました。

また、これに併せて、具体的に推進するために「重点施策実施5か年計画」が策定され、障害福祉サービスの目標量が示されました。

このような状況の中で、障害者福祉サービスの利用を従来の措置から利用者の選択による契約に改めるなど、障害のある人の自己決定に向けた取り組みを強化するために平成15年度より支援費制度³が実施されました。しかし、支援費制度により、新たな利用者が急増、サービス費用も増大、このままでは制度の維持が困難になってきた、地域によってサービス供給体制が異なることにより、サービス利用に大きな地域格差が生じた、精神に障害のある人は支援費制度の対象外であることなど、障害種別ごとに大きなサービス格差があるなどの課題が生じ、障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害⁴の制度の一元化、地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス基盤の整備を基本理念に障害者自立支援法が平成18年4月1日より施行されました。

一方、発達障害のある人については、平成17年4月から発達障害者支援法が施行され、発達障害の定義と法的な位置づけが明確にされ、支援の充実が図られているところです。

また、愛知県においては、平成5年に策定された「あいち8か年福祉戦略～愛フルプラン～」（平成5年度～平成12年度）が平成12年度に計画期間が終了したことを受け、平成12年度に「21世紀あいち福祉ビジョン」（平成13年度～平成22年度）が策定され、障害のある人のための施策を含めた福祉施策を総合的に推進しています。

一宮市における障害のある人のための施策

こうしたことを踏まえて、一宮市においては、「一宮市障害者基本計画」を踏まえ、「一宮市障害福祉計画」を策定し、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の必要量を的確に見込むとともに、その提供体制の確保に関する基本的事項を定めます。

1 リハビリテーション

障害のある人が社会人としての生活ができるようにすること。実際には、障害のある人の社会復帰(職場、家庭、学校など)を推進することにより、身体的、精神的、社会的、職業的にその能力を最大限に発揮でき、最も充実した生活ができるようにすることを目的としています。

2 ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障害者の処遇に関して訴え、北欧から世界へ広まった障害者福祉の最も重要な概念。障害者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり、方法である。障害のある人々に対する取組みが、保護主義や隔離主義など必ずしもその人間性を十分に尊重したものではない状態に陥りがちであったことを反省、払拭しようとするもので、このノーマライゼーションの思想は、「障害者の権利宣言」の底流をなし、「完全参加と平等」をテーマとした「国際障害者年行動計画」にも反映されている。

3 支援費制度

「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。平成15年度から実施。

4 三障害

身体障害、知的障害、精神障害の総称をいう。

障害者自立支援法のポイント

障害の種別に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編する。

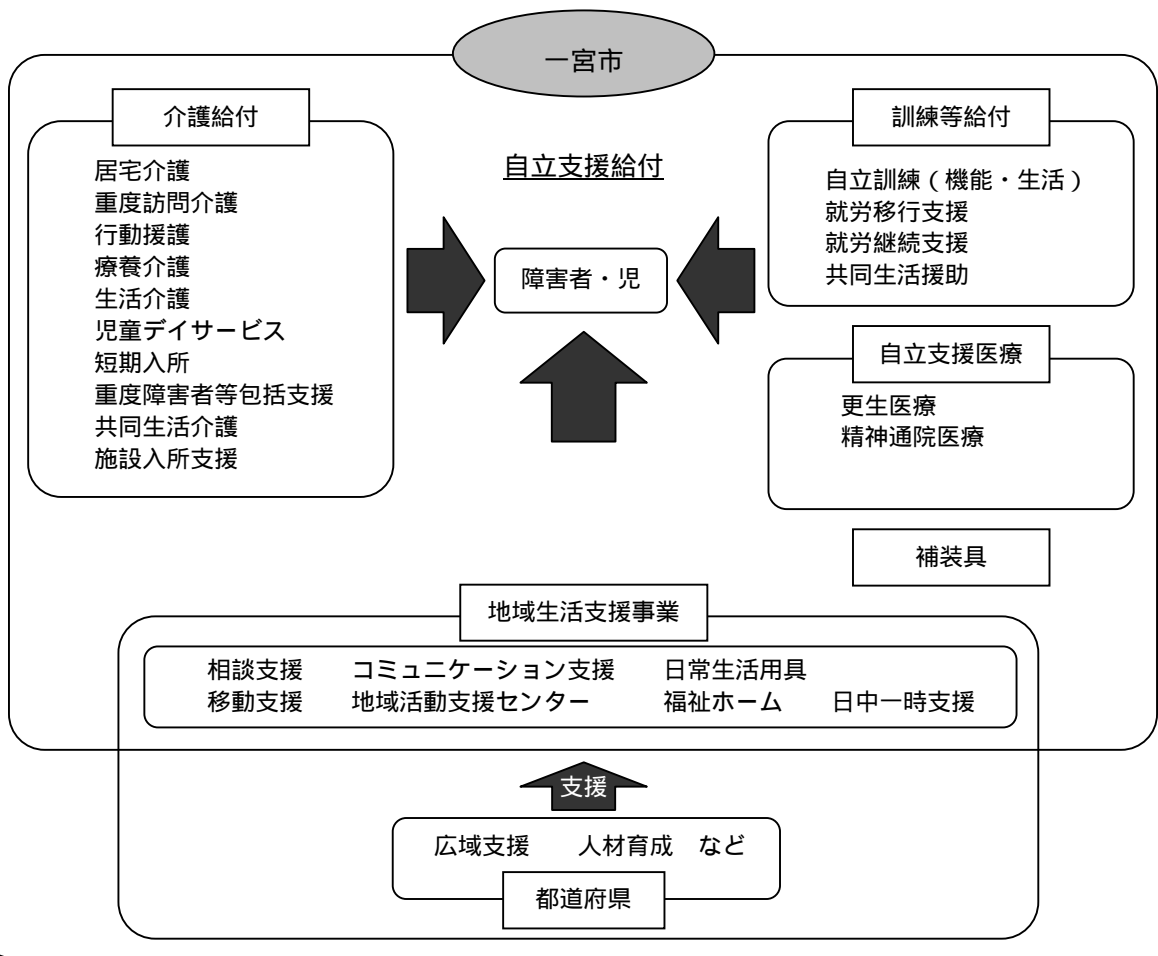
障害のある人に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供する。

サービスを利用する人もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実する。

就労支援を抜本的に強化する。

支給決定の仕組みを透明化、明確化する。

障害福祉サービスなどの体系

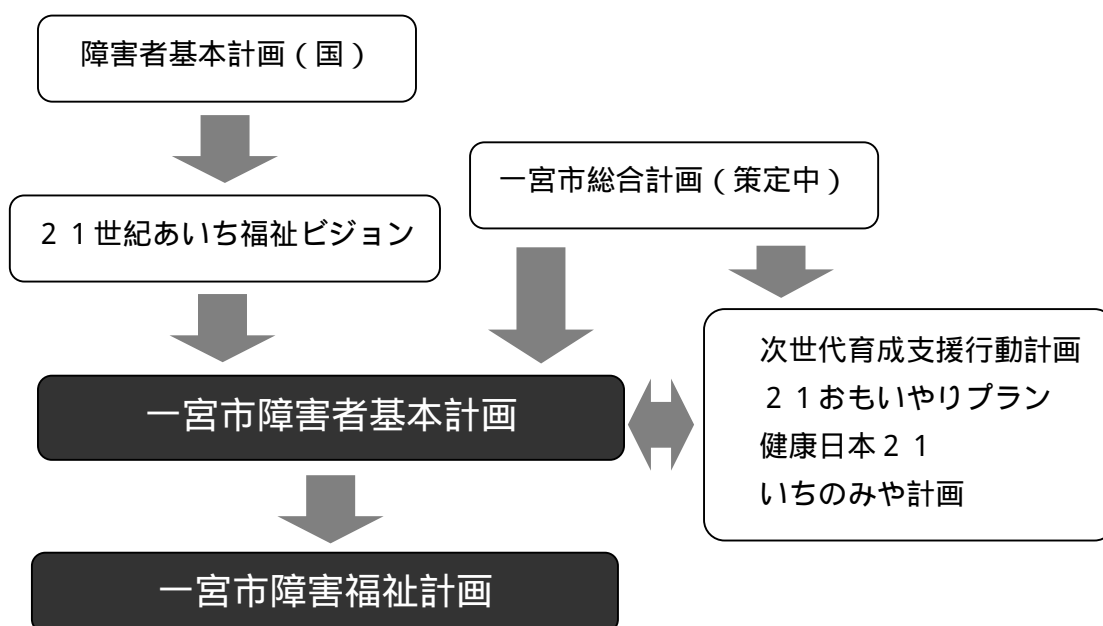


は市町村事業、 は都道府県事業

2 計画の性格

本計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定するものです。

	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成19年4月1日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的とする、障害のある人のための施策に関する基本的な計画(障害者基本法第9条) ・ 長期的な見通しにたって効果的な展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年度における相談支援、障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み ・ 相談支援、障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策 ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
位置づけ	国の「障害者基本計画」および愛知県の「21世紀あいち福祉ビジョン」を基本とする一宮市新総合計画の部門計画	障害者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的数値目標



3 障害者の定義

「障害者自立支援法」においては、障害者(障害のある人)および障害児(障害のある児童)を身体障害、知的障害および精神障害のある人または児童と定義しています。この計画においては、このほか難病患者、発達障害者(発達障害のある人)についても広く障害者としてとらえることとします。

身体障害者(身体に障害のある人)

「身体障害者福祉法」において、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓、じん臓又は呼吸器などの内部障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人と規定しています。

知的障害者(知的に障害のある人)

法的に定義づけられていませんが、厚生労働省が平成12年に実施した知的障害者(児)基礎調査では、「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義しており、この状態の18歳以上の人をいいます。

精神障害者(精神に障害のある人)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、統合失調症、中毒性精神病、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人と規定しています。

障害児(障害のある児童)

「児童福祉法」において、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童とされており、身体障害者、知的障害者のうち18歳未満の児童をいいます。

難病患者

「難病対策要綱」において、原因不明、治療法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のある人と規定しています。

発達障害者(発達障害のある人)

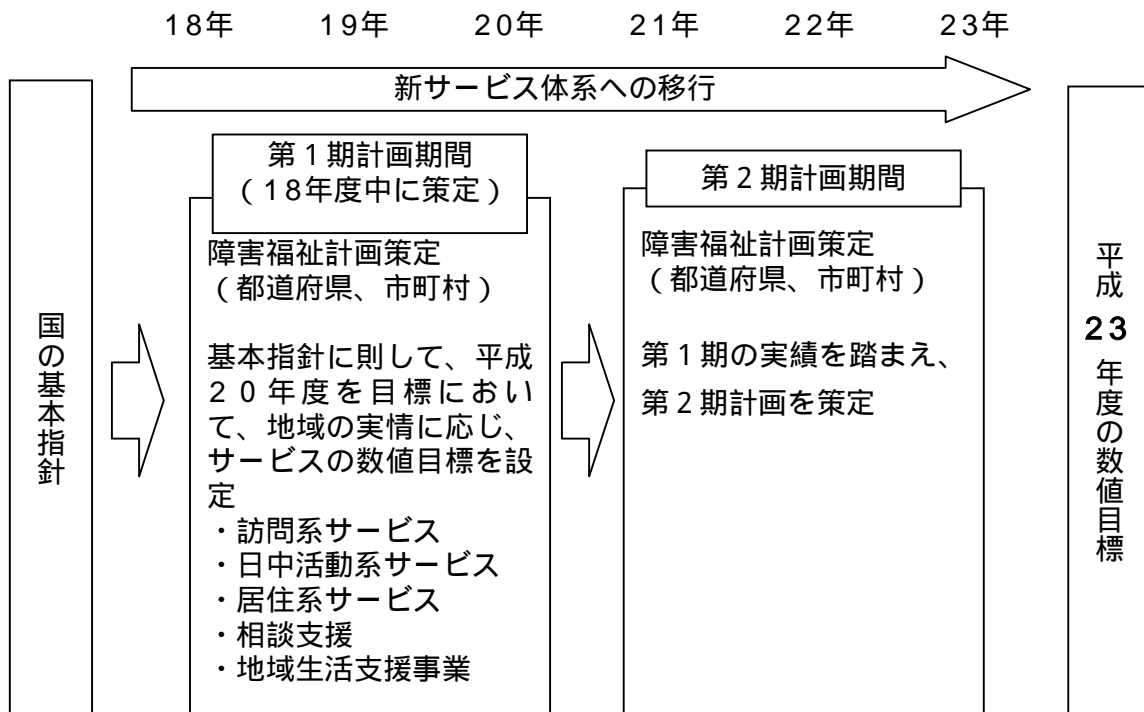
「発達障害支援法」において、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現し、日常生活又は社会生活に制限を受ける人と規定しています。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から平成20年度（2006年度～2008年度）までの3年間とします。また、あわせて平成23年度までの数値目標を設定します。

ただし、国、県などの動向を踏まえて関係機関との連携を図り、障害のある人のニーズや社会情勢の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

なお、計画期間における実績をふまえ、平成20年度に計画の見直しを行います。

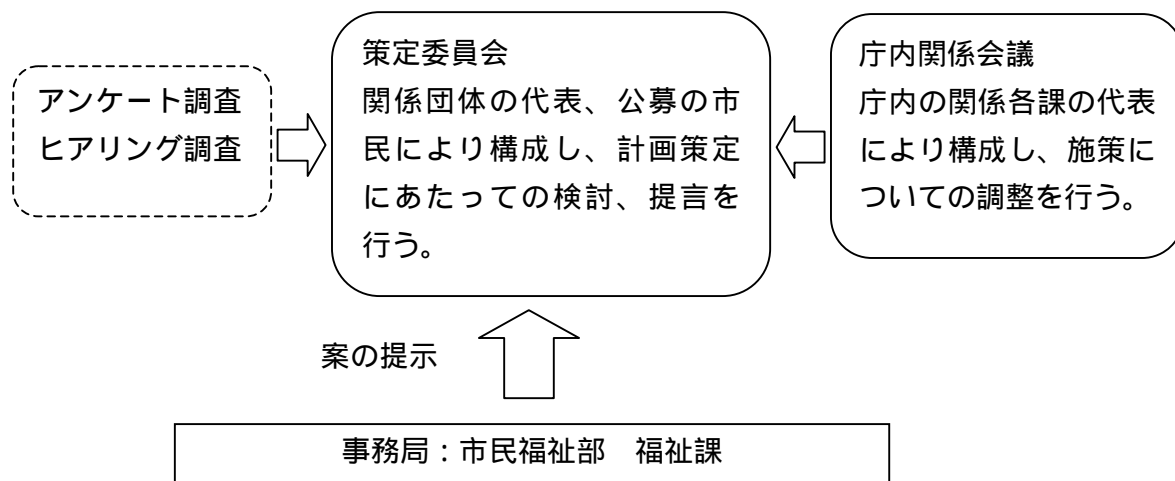


5 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害のある人自身の参加を図り、意見、要望を反映させるため、「障害者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

このほか、市内の障害者関連団体に面接し、意見・要望をヒアリングシートにより聴取しました。

また、協議機関として障害者団体の代表、医療・教育・福祉などに従事する専門家、学識経験者、公募の市民などによる「一宮市障害者基本計画等策定委員会」を設置し、市民福祉部福祉課が事務局を担当し推進しました。



6 基本的な考え方

(1) 基本理念

だれもが住みなれた地域や家庭で共に生活ができるような社会を築いていくという「ノーマライゼーション」の理念と、障害のある人の持つ能力を最大限に発揮させ全人間的な復権をめざすという「リハビリテーション」の理念の2つの基本理念を踏まえ、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざすため、「一宮市障害者基本計画」では、基本理念を以下のように定めています。本計画においても、この基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

だれもが 人格と個性を尊重し支え合う
共生のまち 一宮

(2) 障害福祉サービスの基盤整備にあたっての基本的考え方

障害福祉サービスの基盤整備にあたっては、基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行います。

1) 訪問系及び日中活動系サービスを始めとする障害福祉サービスなどの確保

障害のある人が地域で安心して生活していくためには、訪問系サービスの充実を図るとともに、各施設の法定サービスへの移行などを推進することにより、障害のある人が望む適切な日中活動系サービスを確保します。

また、コミュニケーション支援を中心とする地域生活支援事業の充実に努めます。

2) グループホームなどの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、生活介護及び自立訓練などの日中活動系サービスを利用し、施設入所・入院から地域生活への移行に努めます。

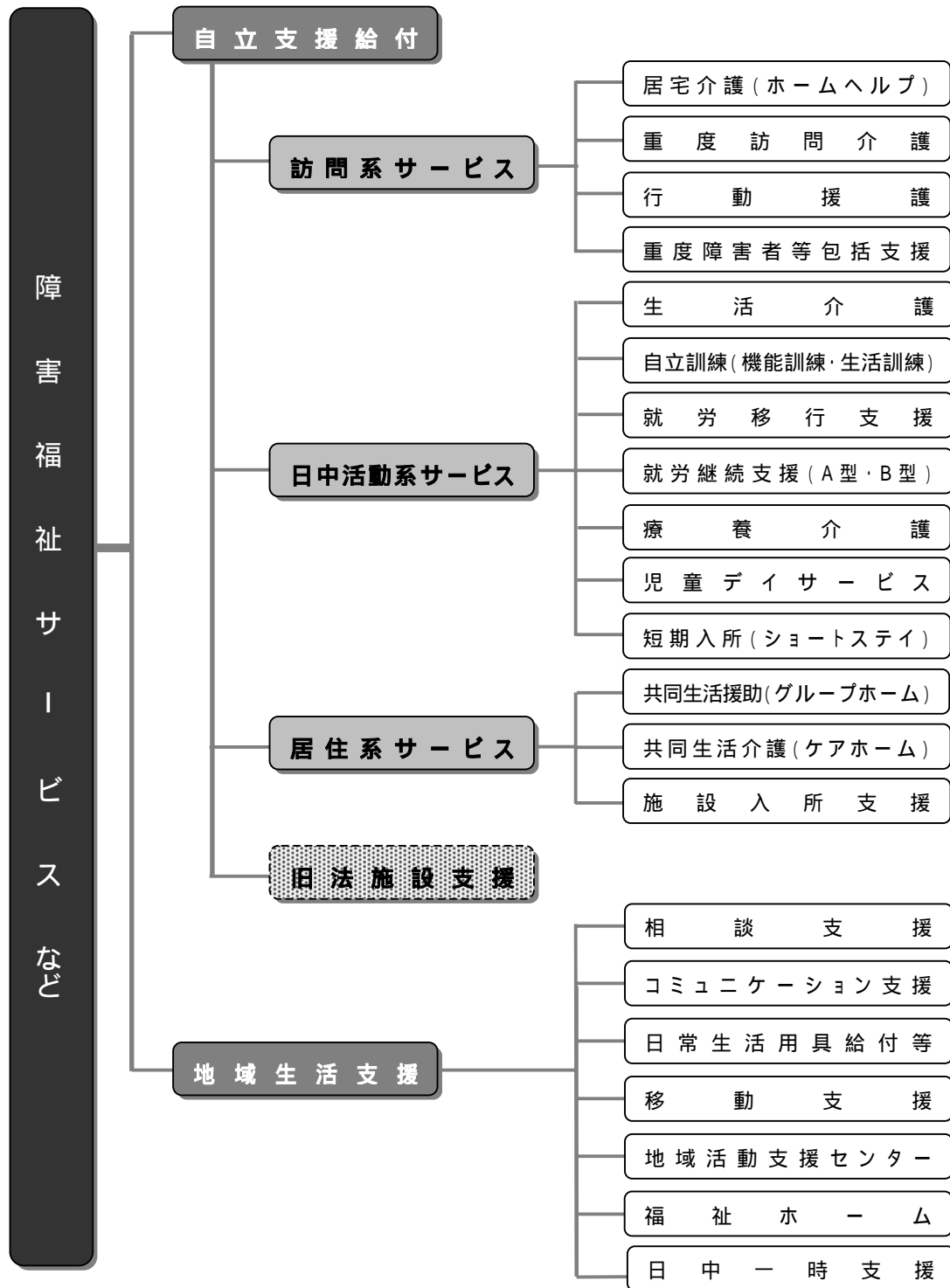
3) 福祉施設から一般就労への移行などを推進

就労移行支援などの推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

4) 相談支援体制の整備

障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むために、障害福祉サービスなどの適切な利用ができるよう相談支援体制の整備に努めます。

7 サービスの体系



第2章 一宮市における障害者の現状

1 障害者の実態

(1) 身体障害者

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体に増加しており、平成17年度では12,945人となっています。また、障害の種類別の推移をみると、肢体不自由が最も多く、7,452人となっており、次いで内部障害が3,589人となっています。

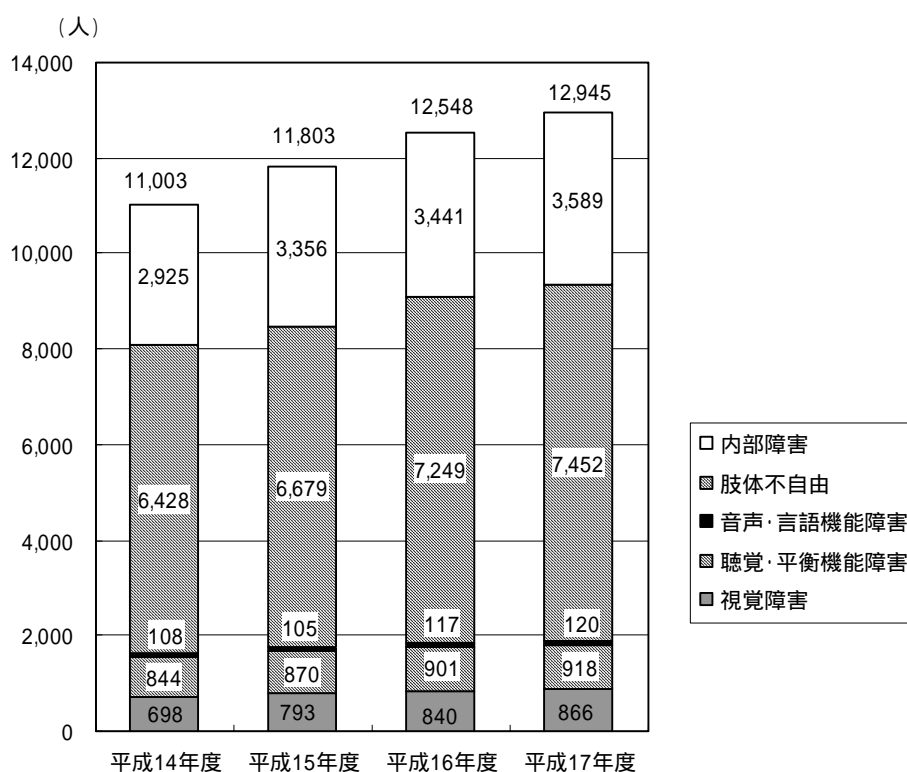


表 身体障害者手帳所持者数の種類別推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
視覚障害	698	793	840	866
聴覚・平衡機能障害	844	870	901	918
音声・言語機能障害	108	105	117	120
肢体不自由	6,428	6,679	7,249	7,452
内部障害	2,925	3,356	3,441	3,589
合計	11,003	11,803	12,548	12,945

資料：庁内資料

< 視覚障害 >

視覚障害者数の推移をみると、全体に増加しており、平成 17 年度では 866 人となっています。障害の等級別の推移をみると重度障害者が多く、1 級が 278 人、2 級が 239 人となっています。

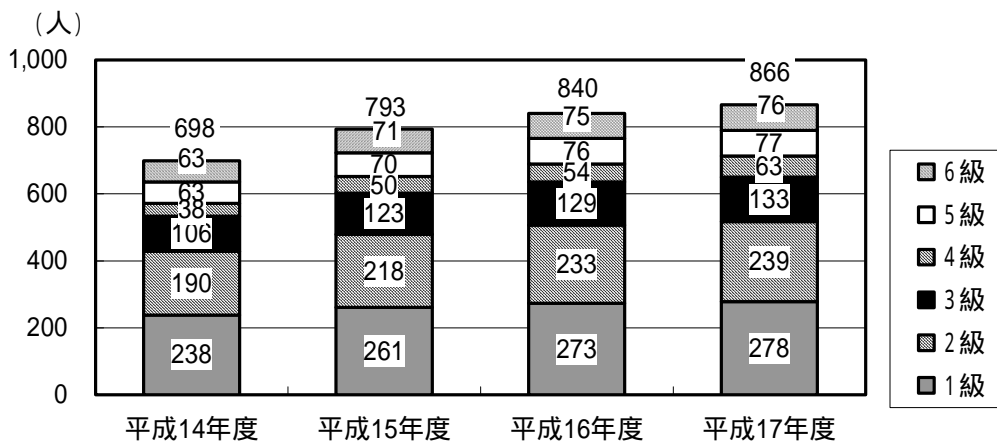


表 視覚障害者の等級別推移

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 級	238	261	273	278
2 級	190	218	233	239
3 級	106	123	129	133
4 級	38	50	54	63
5 級	63	70	76	77
6 級	63	71	75	76
合計	698	793	840	866

資料：庁内資料

障害の種類が複数ある場合は、総合等級となっています。

< 聴覚・平衡機能障害 >

聴覚・平衡機能障害者数の推移をみると、全体に増加しており、平成 17 年度では 918 人となっています。障害の等級別の推移をみると、2 級が最も多く 285 人となっており、次いで 6 級が 245 人となっています。

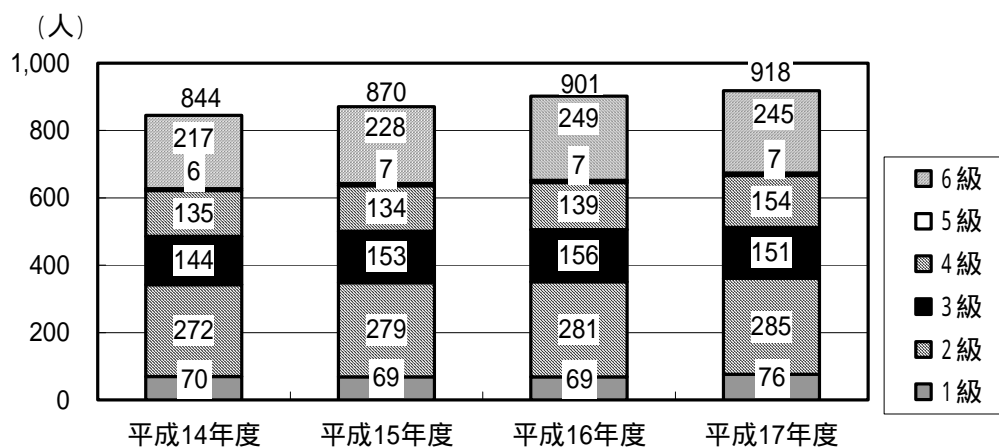


表 聴覚・平衡機能障害者の等級別推移

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 級	70	69	69	76
2 級	272	279	281	285
3 級	144	153	156	151
4 級	135	134	139	154
5 級	6	7	7	7
6 級	217	228	249	245
合 計	844	870	901	918

資料：庁内資料

障害の種類が複数ある場合は、総合等級となっています。

< 音声・言語機能障害 >

音声・言語機能障害者数の推移をみると、平成 16 年度以降は増加しており、平成 17 年度では 120 人になっています。障害の等級別の推移をみると、3 級が最も多く 60 人となっており、次いで 4 級が 37 人となっています。

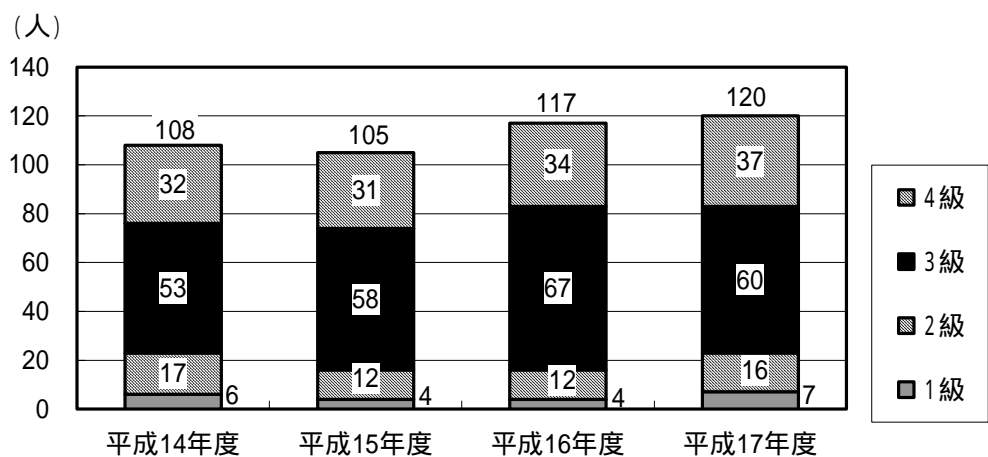


表 音声・言語機能障害者の等級別推移

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 級	6	4	4	7
2 級	17	12	12	16
3 級	53	58	67	60
4 級	32	31	34	37
5 級				
6 級				
合計	108	105	117	120

資料：庁内資料

障害の種類が複数ある場合は、総合等級となっています。

< 肢体不自由 >

肢体不自由者の等級別の推移をみると、全体に増加しており、平成 17 年度では 7,452 人となっています。障害の等級別の推移をみると、2 級が最も多く 1,973 人となっており、次いで 3 級が 1,922 人となっています。

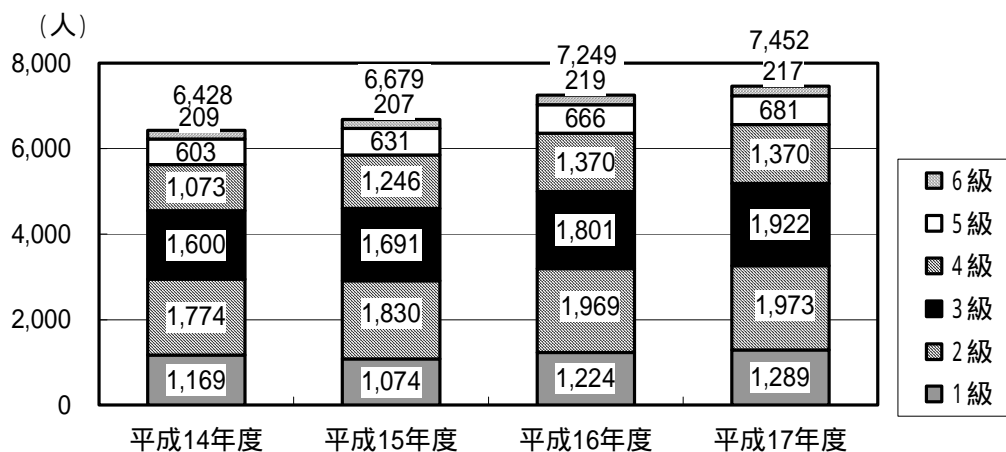


表 肢体不自由者の等級別推移

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 級	1,169	1,074	1,224	1,289
2 級	1,774	1,830	1,969	1,973
3 級	1,600	1,691	1,801	1,922
4 級	1,073	1,246	1,370	1,370
5 級	603	631	666	681
6 級	209	207	219	217
合計	6,428	6,679	7,249	7,452

資料：庁内資料

障害の種類が複数ある場合は、総合等級となっています。

< 内部障害 >

内部障害者の推移をみると、全体に増加しており、平成 17 年度では 3,589 人となっています。障害の等級別の推移をみると、1 級が最も多く 1,742 人となっており、次いで 3 級が 1,030 人となっています。

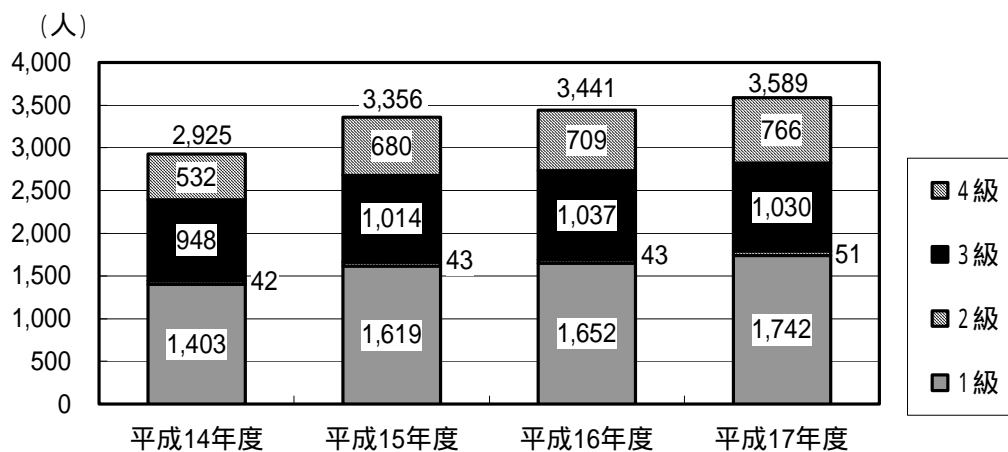


表 内部障害者の等級別推移

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 級	1,403	1,619	1,652	1,742
2 級	42	43	43	51
3 級	948	1,014	1,037	1,030
4 級	532	680	709	766
5 級				
6 級				
合計	2,925	3,356	3,441	3,589

資料：庁内資料

障害の種類が複数ある場合は、総合等級となっています。

(2) 知的障害者

療育手帳所持者数の推移をみると、全体に増加しており、平成17年度では1,957人となっています。障害の程度別の推移をみると、重度が最も多く897人となっており、次いで中度が614人となっています。

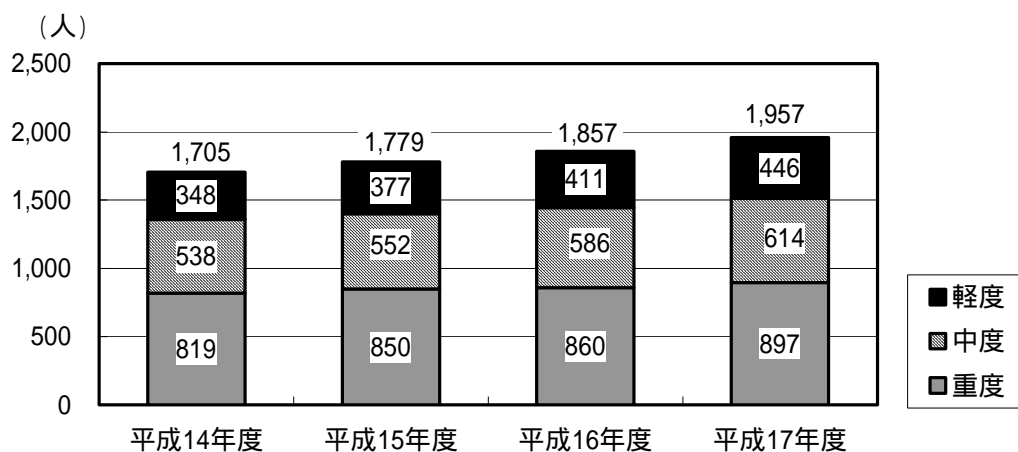


表 知的障害者（療育手帳所持者）数の推移

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
重 度	819	850	860	897
中 度	538	552	586	614
軽 度	348	377	411	446
合 計	1,705	1,779	1,857	1,957

資料：庁内資料

(3) 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、全体に増加しており、平成 17 年度では 888 人となっています。障害の等級別の推移をみると、2 級が最も多く 596 人となっており、次いで 3 級が 204 人となっています。

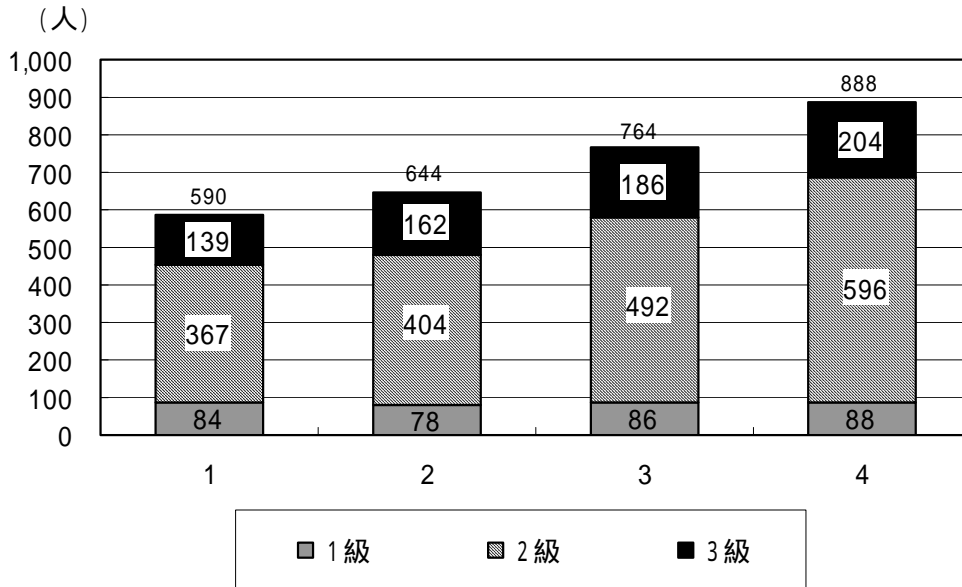


表 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数の推移

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
1 級	84	78	86	88
2 級	367	404	492	596
3 級	139	162	186	204
合計	590	644	764	888

資料：庁内資料

精神障害者通院医療費公費負担利用者

精神障害者通院医療公費負担者数の推移をみると、全体に増加しており、平成 17 年度では 2,817 人となっています。特に平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、増加が顕著になっています。

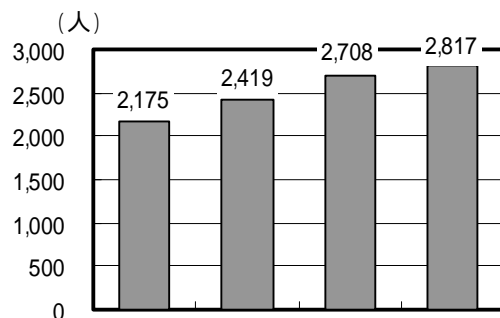


表 精神障害者通院医療費公費負担利用者数（各年 4 月）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
利用者数	2,175	2,419	2,708	2,817

資料：庁内資料

一部の方は、精神障害者保健福祉手帳を所持し、かつ精神障害者通院医療費公費負担を利用して頂いております。

(4) 難病(特定疾患)患者

本市における難病(特定疾患)患者数をみると、潰瘍性大腸炎が255人と最も多く、次いで全身性エリテマトーデスが153人、パーキンソン病関連疾患が141人となっており、難病(特定疾患)患者は総数で1,365人となっています。

表 特定疾患医療費公費負担患者数(平成17年度)

疾 患 名	人 数	
ベーチェット病	33	
多発性硬化症	37	
重症筋無力症	40	
全身性エリテマトーデス	153	
スモン	3	
再生不良性貧血	19	
サルコイドーシス	40	
筋萎縮性側索硬化症	17	
強皮症、皮膚筋炎、多発性筋炎	129	
特発性血小板減少性紫斑病	81	
結節性動脈周囲炎	16	
潰瘍性大腸炎	255	
大動脈炎症候群	14	
ピュルガー病	22	
天疱瘡	9	
脊髄小脳変性症	47	
クローン病	58	
難治性の肝炎	劇症肝炎	1
	血清肝炎	2
	肝硬変	9
悪性関節リウマチ	2	
パーキンソン病関連疾患	141	
後縦靭帯骨化症	32	
モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	33	
ウェゲナー肉芽腫症	1	
特発性拡張型(うっ血型)心筋症	29	
多系統萎縮症	27	
膿疱性乾癬	3	
広範脊柱管狭窄症	1	
原発性胆汁性肝硬変	14	
重症急性膵炎	7	
特発性大腿骨頭壊死症	17	
混合性結合組織病	14	
原発性免疫不全症候群	5	
特発性間質性肺炎	7	
網膜色素変性症	42	
プリオン病	1	
神経線維腫症	2	
亜急性硬化性全脳炎	1	
ライソゾーム病	1	
総 数	1,365	

資料：一宮保健所

2 障害者福祉施策の概要

(1) 公的サービス提供の状況

1) 在宅サービス、保健・医療

訪問ヘルプ事業

家庭での生活や介護が困難な障害者などに対して、24時間体制で必要な身体介護や家事援助を行うサービスです。

訪問ヘルプ事業の推移をみると、全体に増加しており、平成17年度では年間利用実人数が661人、年間利用時間が79,581時間となっています。また、平成14年度と平成17年度を比べると、年間利用実人数は5.4倍、年間利用時間は6.6倍の増加となっています。

表 訪問ヘルプ事業

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
年間利用実人数	123	328	580	661
年間利用時間	12,034	25,727	60,952	79,581

資料：庁内資料

短期入所（ショートステイ）事業

障害者などの介護を家族などが病気その他の理由により、一時的にできない場合に当該障害者などを施設に預かるサービスです。

短期入所事業の推移をみると、全体に増加しており、平成17年度では身体障害者において利用者が29人、利用日数が1,270日、知的障害者において利用者が116人、利用日数が2,735日、障害児において利用者が123人、利用日数が1,545日となっています。

また、身体障害者は平成14年度と平成17年度を比べると、利用者数が約2.6倍に増加となっており、利用日数は約2.8倍となっています。知的障害者は平成15年度と平成17年度比べると、利用者数が約1.3倍、利用日数が約1.5倍に増加となっています。障害児は平成15年度と平成17年度を比べると、利用者数が約2倍、利用日数が約2.3倍に増加となっています。

表 短期入所（ショートステイ）事業

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
身体障害者				
利用者数	11	14	27	29
利用日数	446	905	960	1,270
知的障害者				
利用者数		87	96	116
利用日数		1,829	1,835	2,735
障害児				
利用者数		60	100	123
利用日数		674	992	1,545
精神障害者				
利用者数		0	0	0
利用日数		0	0	0

資料：庁内資料

デイサービス事業

在宅の障害者に対し、通所により創作活動、機能訓練などの各種サービスを提供することによって、心身機能の維持向上、社会的孤立感の解消を図るとともに、その家族など介護者の身体的、精神的な負担軽減を図ることを目的とするサービスです。

デイサービスの利用者数の推移をみると、平成 14 年度から平成 16 年度にかけて著しい増加を続け、平成 17 年度では増加が緩和したものの 15 人の増加がみられます。

表 デイサービス利用者数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
年間利用実人数	16	62	176	191

資料：庁内資料

移動入浴サービス事業

家庭で入浴が困難な重度身体障害者に対して、月 4 回を限度に、自宅に簡易バスを持ち込んで入浴してもらうサービスです。

移動入浴サービス事業の推移をみると、登録者数についてはそれほど変化がみられませんが、入浴回数については増減がみられます。平成 14 年度と平成 17 年度を比べると、登録者数は 1 人の増加、入浴回数は 33 回の減少で、登録者数が 14 人、入浴回数が 357 回となっています。

表 移動入浴サービス事業

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
登録者数	13	12	15	14
入浴回数	390	296	401	357

資料：庁内資料

補装具の交付・修理

身体の機能を直接的に補うことにより日常生活能力の回復を図るものに補装具があり、公費で給付するサービスです。

補装具の交付・修理件数の推移をみると、障害者の件数は増加しており、平成 17 年度では 5,643 件となっています。また、平成 14 年度と平成 17 年度を比べると 1.4 倍に増加となっています。

障害児の件数は減少しており、平成 17 年度では 1,061 件となっています。また、特に平成 15 年度では減少が顕著になっています。

表 補装具の交付・修理件数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
障害者	3,939	4,527	4,863	5,643
障害児	1,081	977	1,075	1,061

資料：庁内資料

日常生活用具の給付

在宅の重度身体障害者などに対して、日常生活の便宜を図ることを目的として公費で日常生活用具を給付するサービスです。

日常生活用具の給付件数の推移をみると、障害者の件数は、支援費制度が施行された平成 15 年度に大きく増加し、平成 17 年度では 255 件となっています。

障害児の件数は平成 14 年度から平成 16 年度にかけて、増加していましたが、平成 17 年度に減少し、23 件となっています。

表 日常生活用具の給付件数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
障害者	188	245	243	255
障害児	11	18	30	23

資料：庁内資料

2) 入所、通所施設サービス

身体障害者更生援護施設利用状況

身体障害者更生援護施設の利用状況についてみると、入所施設については、身体障害者療護施設の利用が多く、通所施設については、身体障害者授産施設の利用が多くなっています。

利用施設数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、平成 17 年度では入所は 17 箇所、通所は 7 箇所となっています。

利用率(障害者のうち利用している人の割合)の推移をみると、全体的に増加しており、平成 17 年度では入所は 0.84%、通所は 0.47%となっています。

表 身体障害者更生援護施設利用状況（平成 17 年 4 月）

	施設名	設置主体	所在地	男性	女性	計	
入所	身体障害者更生施設						
	緑風荘	名古屋市	名古屋市千種区	2	0	2	
	希全センター	愛知県	豊川市	0	1	1	
	光道園ライトホープセンター	社会福祉法人	福井県	1	0	1	
	鳥居寮	社会福祉法人	京都府	1	0	1	
	身体障害者療護施設						
	あすか	社会福祉法人	一宮市	13	6	19	
	珠藻荘	社会福祉法人	豊橋市	1	1	2	
	春日苑	社会福祉法人	春日井市	3	0	3	
	夢の家	社会福祉法人	春日井市	3	4	7	
	ゆうとびあ恵愛	社会福祉法人	津島市	3	2	5	
	ハートランド小牧の杜	社会福祉法人	小牧市	2	2	4	
	はなのき寮	愛知県	稲沢市	14	6	20	
	ルミナス	社会福祉法人	稲沢市	9	9	18	
	ゆたか苑	社会福祉法人	豊明市	4	0	4	
	ひかりのさとのぞみの家	社会福祉法人	知多郡東浦町	1	0	1	
	すぎのき寮	愛知県	北設楽郡東栄町	1	0	1	
	福祉ホーム						
	サンライズ	法人	一宮市	3	2	5	
	福祉ホームきそがわ	法人	一宮市	6	2	8	
	サマリアハウス	法人	名古屋市	0	1	1	
	身体障害者授産施設						
	光和寮	社会福祉法人	名古屋市昭和区	2	1	3	
	明和寮	社会福祉法人	名古屋市港区	2	1	3	
	計				71	38	109

施設名		設置主体	所在地	男性	女性	計	
通所	身体障害者更生施設						
	名古屋総合リハビリテーションセンター		名古屋市	名古屋市瑞穂区	1	0	1
	身体障害者療護施設						
	あすか		社会福祉法人	一宮市	7	7	14
	ハートランド小牧の杜		社会福祉法人	小牧市	0	2	2
	身体障害者授産施設						
	かすみ草		社会福祉法人	一宮市	17	4	21
	コスモス		社会福祉法人	一宮市	10	10	20
	サンホープ名古屋		社会福祉法人	名古屋市西区	0	1	1
	くるみの里		社会福祉法人	江南市	0	2	2
	計				35	26	61
	合 計				106	64	170

資料：庁内資料

表 利用施設数の推移（身体障害者更生援護施設）（各年4月）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入所施設	21	21	19	20
通所施設	3	4	7	7
合計	24	25	26	27

資料：庁内資料

表 身体障害者更生援護施設の利用者数・利用率

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
身体障害者数		11,003	11,803	12,548	12,945
利用者数	入所	84	93	101	109
	通所	42	48	51	61
	合計	126	141	152	170
利用率	入所	0.76%	0.79%	0.80%	0.84%
	通所	0.38%	0.41%	0.41%	0.47%
	合計	1.15%	1.19%	1.21%	1.31%

資料：庁内資料

知的障害者援護施設利用状況

知的障害者援護施設の利用状況を見ると、全体的に男性の利用が多く、女性の1.5倍となっています。

利用施設数の推移を見ると、横ばいで推移しており、平成17年度では入所は28箇所、通所は11箇所となっています。

利用者数・利用率の推移を見ると、知的障害者数は増加していますが、利用者数は横ばいで推移しており、利用率は減少しています。平成17年度では知的障害者数は1,957人となっており、利用者数は448人、利用率は22.89%となっています。

表 知的障害者援護施設利用状況（平成 17 年 4 月）

	施設名	設置主体	所在地	男性	女性	計
入所	知的障害者更生施設					
	いずみ福祉園	一宮市	一宮市	29	28	57
	かしの木の里	社会福祉法人	一宮市	23	9	32
	藤花荘	社会福祉法人	岡崎市	2	2	4
	第二藤花荘	社会福祉法人	岡崎市	2	0	2
	藤川寮	愛知県	岡崎市	3	1	4
	まゆ	社会福祉法人	瀬戸市	1	0	1
	半田更生園	愛知県	半田市	6	2	8
	養楽荘	愛知県	春日井市	8	5	13
	養和荘	社会福祉法人	春日井市	2	1	3
	シンシア豊川	社会福祉法人	豊川市	3	0	3
	ペガサス	社会福祉法人	刈谷市	0	1	1
	小原寮	社会福祉法人	豊田市	3	4	7
	無門学園	社会福祉法人	豊田市	0	1	1
	つつじ寮	社会福祉法人	蒲郡市	3	1	4
	水平館	社会福祉法人	犬山市	3	2	5
	ひかり学園	社会福祉法人	犬山市	5	7	12
	ふじの木園	社会福祉法人	江南市	3	0	3
	サンフレンド	社会福祉法人	小牧市	0	5	5
	レジデンス日進	社会福祉法人	日進市	1	1	2
	蔵王の杜	社会福祉法人	田原市	0	1	1
	パスピ98	社会福祉法人	知多郡阿久比町	1	2	3
	ひがしうらの家	社会福祉法人	知多郡東浦町	1	0	1
	まどか	社会福祉法人	知多郡東浦町	1	0	1
	国立のぞみの園	国	群馬県	1	1	2
	たてしなホーム	社会福祉法人	長野県	1	0	1
	彦根学園	社会福祉法人	滋賀県	1	0	1
第二みのり園	社会福祉法人	長崎県	1	0	1	
	知的障害者授産施設					
	春日台授産所	愛知県	春日井市	2	3	5
	計			106	77	183

資料：庁内資料

施設名		設置主体	所在地	男性	女性	計
通所	知的障害者更生施設					
	いずみ更生園	一宮市	一宮市	33	18	51
	榎の木園	社会福祉法人	一宮市	14	6	20
	羽島学園	社会福祉法人	岐阜県	1	0	1
	知的障害者授産施設					
	いずみ作業所	一宮市	一宮市	40	34	74
	いずみ第2作業所	一宮市	一宮市	25	18	43
	榎の木作業所	社会福祉法人	一宮市	17	9	26
	きそがわ作業所	社会福祉法人	一宮市	24	16	40
	青い空	社会福祉法人	豊田市	1	0	1
	ひびき作業所	社会福祉法人	犬山市	0	1	1
	ときわ作業所	社会福祉法人	江南市	1	3	4
	そぶえ福祉園	社会福祉法人	稲沢市	4	0	4
	計			160	105	265
	合 計				266	182

資料：庁内資料

表 利用施設数の推移（知的障害者援護施設）（各年4月）

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
入所施設	-	28	27	28
通所施設	-	11	11	11
合計	-	39	38	39

資料：庁内資料

表 知的障害者援護施設の利用者数・利用率

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
知的障害者数		1,705	1,779	1,857	1,957
利用者数	入所	-	183	186	183
	通所	-	271	270	265
	合計	-	454	456	448
利用率	入所	-	10.29%	10.02%	9.35%
	通所	-	15.23%	14.54%	13.54%
	合計	-	25.52%	24.56%	22.89%

資料：庁内資料

精神障害者社会復帰施設¹利用状況

精神障害者社会復帰施設の利用状況をみると、入所施設、通所施設とも男性の利用者のみとなっており、女性の利用者はいません。

利用施設の推移をみると、増加傾向にあり、平成 17 年度では 4 箇所となっています。

表 精神障害者社会復帰施設の利用状況（平成 17 年 4 月）

施設名		設置主体	所在地	男性	女性	計
入所	精神障害者生活訓練施設（援護寮）					
	無心寮	医療法人	名古屋市	1	0	1
	アークヒルズ	医療法人	犬山市	1	0	1
	豊明	医療法人	豊明市	1	0	1
	計			3	0	3
通所	精神障害者通所授産施設					
	来果	医療法人	犬山市	1	0	1
	計			1	0	1
合 計				4	0	4

資料：庁内資料

表 利用施設の推移（精神障害者社会復帰施設）（各年 4 月）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
入所施設	1	2	2	3
通所施設	0	0	0	1
合計	1	2	2	4

資料：庁内資料

1 精神障害者社会復帰施設

精神障害者が、家庭の事情や病気の治療を行っていたことなどから、住む場所がなかったり、すぐには一人で生活したり就労したりできない場合に、社会復帰をめざすため、生活や就労、そのための訓練を行う施設。

障害児施設措置の状況

障害児施設措置の状況の推移をみると、全体に施設数、措置児数ともに平成 14 年度から平成 15 年度にかけて増加がみられるものの、それ以降は横ばいで推移し、平成 17 年度では施設数が 14 箇所、措置児数が 72 人となっています。

重症心身障害児施設については、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて、施設数の増加が顕著になっていますが、平成 16 年度から平成 17 年度にかけて、措置児数は減少しています。平成 17 年度では施設数は 7 箇所、措置児数は 23 人となっています。

肢体不自由児施設については、平成 17 年度に措置児数の増加が顕著になっています。平成 17 年度では施設数が 1 箇所、措置児数が 10 人となっています。

知的障害児施設については、措置児数において平成 15 年度に減少がみられるものの、施設数、措置児数ともに横ばいで推移しています。また、平成 17 年度では施設数が 4 箇所、措置児数が 15 人となっています。

知的障害児通園施設についてみると、施設数、措置児数ともにほぼ横ばいで推移しており、平成 17 年度では施設数が 2 箇所、措置児数が 24 人となっています。

表 障害児施設措置の状況

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
重症心身障害児施設数		5	8	8	7
	措置児数	22	31	29	23
肢体不自由児施設数		1	2	1	1
	措置児数	2	6	4	10
知的障害児施設数		5	4	4	4
	措置児数	14	12	15	15
知的障害児通園施設数		1	1	1	2
	措置児数	20	25	23	24
合計	施設数	12	15	14	14
	措置児数	58	74	71	72

資料：庁内資料

小規模作業所の利用状況（平成 18 年 4 月）

小規模作業所の利用状況についてみると、全体で 89 人の利用となっています。

表 小規模作業所の利用状況

施設名		設置主体	所在地	男性	女性	計	
通所	知的障害者小規模授産施設						
	おりすと作業所	社会福祉法人	一宮市	11	3	14	
	クローバー	社会福祉法人	一宮市	6	3	9	
	つぐみ	社会福祉法人	一宮市	6	3	9	
	パレット	社会福祉法人	一宮市	4	1	5	
	ピュアハウス	社会福祉法人	一宮市	8	5	13	
	ポプリ	社会福祉法人	一宮市	8	3	11	
	みき共同作業所	社会福祉法人	一宮市	9	2	11	
	計				52	20	72
	精神障害者小規模作業所						
	Wing（つばさ）作業所	任意団体	一宮市	9	8	17	
計				9	8	17	
合 計				61	28	89	

資料：庁内資料

3) グループホーム

グループホーム¹の利用者数の推移をみると、平成14年度以降増加を続けていますが、平成16年度以降は増加が顕著になっており、平成17年度では22人となっています。

表 グループホーム利用状況

施設名	設置主体	所在地	男性	女性	計
知的障害者グループホーム					
グループホームきそがわ	社会福祉法人	一宮市	3	1	4
ぬくもりホームきそがわ	社会福祉法人	一宮市	2	2	4
ながおホーム	社会福祉法人	名古屋市	0	1	1
むもんホーム	社会福祉法人	豊田市	1	0	1
グループホーム花畑	社会福祉法人	犬山市	0	1	1
グループホーム飛翔館	社会福祉法人	犬山市	2	0	2
フレンドリーホームきらきら星	社会福祉法人	犬山市	0	1	1
橋爪ホーム	社会福祉法人	犬山市	0	1	1
フレンドリーホームこすも	社会福祉法人	小牧市	1	0	1
あじか寮	社会福祉法人	岐阜県	1	0	1
計			10	7	17
精神障害者グループホーム					
かの里	社会福祉法人	名古屋市	1	0	1
ブルースカイ	社会福祉法人	刈谷市	1	0	1
希望が丘	社会福祉法人	犬山市	1	0	1
高瀬ハイツ	社会福祉法人	岐阜県	1	0	1
ハピネット	社会福祉法人	岐阜県	1	0	1
計			5	0	5
合 計			15	7	22

資料：庁内資料

表 グループホーム利用者数

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用者数	12	13	17	22

資料：庁内資料

1 グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の障害者などが一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。

4) 療育¹、保育、教育

心身障害児母子通園事業

心身障害児とその保護者に対し通園による集団療育の場を与え、心身障害児の自主性と社会性を高めることにより、日常生活への適応能力の増進を図る事業です。

心身障害児母子通園事業の推移をみると、平成14年度に比べ平成17年度では、通園参加延人数は大きく減少し、5,593人となっています。

表 心身障害児母子通園事業

	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	開園日数	通園参加延人数	開園日数	通園参加延人数	開園日数	通園参加延人数	開園日数	通園参加延人数
はとぼっぼ	148	1,345	145	958	138	1,145	149	1,011
チューリップ教室	141	1,228	145	1,122	149	1,418	149	1,424
すぎの子教室	243	2,083	242	2,601	237	2,332	244	1,998
たけのこ園	228	2,531	235	1,879	238	1,646	244	1,160
合計	760	7,187	767	6,560	762	6,541	786	5,593

資料：庁内資料

1 療育

医療・治療の「療」と、保育・教育の「育」を合体した造語。障害のある児童に対しては、医学的治療だけでなく、教育その他の諸科学を駆使して、残された能力や可能性を開発する手法が用いられている。歴史的には、とくに肢体不自由のある児童や重症心身障害のある児童の分野で用いられてきた。

障害児保育

障害児受け入れ保育園数、障害児数の推移をみると、平成 14 年度から平成 15 年度にかけて全体的に増加がみられたものの、それ以降は減少しており、平成 17 年度では、保育園数が 17 箇所へ減ったことにより、障害児数が 95 人に減少しています。

表 障害児受け入れ保育園数、障害児数（各年 4 月）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
保育園数	22	26	23	17
障害児数	112	141	130	95

資料：庁内資料

養護学校

養護学校の通学者数の推移をみると、「一宮養護学校（肢体）」は平成 14 年度から平成 16 年度にかけてはほぼ横ばいでしたが、平成 17 年度で若干減少し、83 人となっています。

「一宮聾学校」は、ほぼ横ばいで平成 17 年度では 23 人となっています。

「一宮東養護学校（知的）」は、平成 14 年度と比べ 17 年度では 30 人増加し、201 人となっています。

表 養護学校通学者数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
一宮養護学校（肢体）	91	91	88	83
一宮聾学校	20	23	22	23
一宮東養護学校（知的）	171	172	184	201

資料：庁内資料

5) 就業支援、活動サービス

障害者雇用率

一般企業における障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、公共は2.1%以上、民間1.8%以上の雇用率の確保が示されています。

障害者雇用率¹の推移をみると、公共（一宮市市長部局）は平成14年度と比べ17年度では0.27ポイント減少し1.84%、民間（一宮職安管内）は0.05ポイント増加し、1.58%となっています。公共、民間ともに未達成となっています。

規模別の障害者雇用率をみると、特に63～99人で低く1.03%、1,000人以上で高く1.97%となっており、1,000人以上の規模以外では未達成となっています。

表 障害者雇用率

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
公共（一宮市市長部局）	2.11%	2.18%	1.99%	1.84%
民間（一宮職安管内）	1.53%	1.56%	1.58%	1.58%

資料：庁内資料

表 一宮職安管内の事業所規模別障害者雇用率（平成17年4月）

	規 模				
	63～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1,000人以上
雇用率	1.03%	1.38%	1.35%	1.24%	1.97%

資料：庁内資料

1 障害者雇用率制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、事業主が一定の割合の障害者を雇用する義務を負う制度。この割合を法定雇用率という。

法定雇用障害者数 = (企業全体の労働者数 - 除外率相当数) × 障害者雇用率

	法定雇用率
民間企業	1.8%
特殊法人	2.1%
官公庁	2.1%
厚生労働大臣の指定する教育委員会	2.0%

障害者雇用状況

雇用されている障害者の推移をみると、平成 14 年度と平成 17 年度を比べると全体的に増加しており、平成 17 年度では重度が 43 人、中度が 98 人、軽度が 76 人となっています。

表 雇用されている障害者数

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
重度	27	31	28	43
中度	39	56	58	98
軽度	34	36	43	76

資料：庁内資料

3 アンケート調査、ヒアリング調査からの課題整理

1) 地域福祉の推進による障害者支援

【アンケート調査結果】

- ・ 身体に障害のある人の約3割が障害について理解されていないと感じている
- ・ 知的に障害のある人、精神に障害のある人の約半数が障害について理解されていないと感じている
- ・ 「障害のある人の理解に関する社会啓発」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い(身体障害、知的障害、精神障害)

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 自治会活動への参加における配慮(役員など)
- ・ 転居先を探している障害のある人に対する理解が少ない
- ・ 地域ぐるみで、障害のある人を支えていけるまちづくりが必要
- ・ 障害のある人を偏見の目でみる人が、まだまだ多い
- ・ 障害のある人ができることに目を向けて接することが大切である
- ・ 「障害のある人を見守っていく」という意識が少ない
- ・ 障害のある人への理解を深めるために、障害のある人とない人が一緒に参加できるスポーツが有効ではないか
- ・ 地域の人に、精神科に通っていた人を自然体で受け入れてほしい

2) 障害福祉サービスと専門的相談機能の充実

【アンケート調査結果】

- ・ 介助者で心身の負担を感じている人が重度障害者で約3割を占めている(身体障害)
- ・ A判定では介助者で心身の負担を感じている人が3割以上を占める(知的障害)
- ・ 「心身が疲れやすい」が約4割、1級では「外出できない、外出しにくい」が4分の1を占める(精神障害)
- ・ 認知度が6割以下のサービスが多い(身体障害)
- ・ 利用率以上に利用希望が高いサービスが多い(身体障害)
- ・ どのサービスも認知度は5割以上、利用希望も利用率を上回っている(知的障害)
- ・ どのサービスも認知度は3割以上、利用率以上に利用希望が高い(精神障害)

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 家族も高齢で、金銭管理ができない家庭が多い
- ・ 知的に障害のある人のショートステイ施設が少ない
- ・ 1割負担になったことで、サービス利用を控える人がいる
- ・ 利用者負担についての相談が著しく多い
- ・ どうしても必要な重度の人などは、以前同様にサービスを利用している
- ・ 走りながらの制度導入で不安な面が多い
- ・ 施設において、精神に障害のある人を受け入れるための専門職員が不足している
- ・ どのサービスも報酬単価が低く、収入が上がらない
- ・ 本人・家族の精神的な支援が必要である
- ・ 障害のある人へのサービス提供に関して、各障害別の研修が必要である
- ・ 民間研修事業者の研修料が高い
- ・ サービス提供事業者における人材育成が大きな課題である
- ・ より綿密な個別支援計画が必要である
- ・ 介護保険におけるケアマネジャーに相当する人が必要である
- ・ 高齢者福祉施設で障害のある人を受け入れている場合、障害福祉に関する専門職の配置が必要である
- ・ 受け入れ段階における障害のある人の情報収集が大切である
- ・ 市町村によって考え方の差が大きく、使えるサービスにも差が出てきている
- ・ 報酬削減に伴う人材不足が懸念される
- ・ 苦情をマイナス意識でとらえるのではなく、サービスの向上のための材料として捉えることが大切である
- ・ 聴覚に障害のある人がデイサービスに行って、手話ができる職員がいないことがあった
- ・ 障害者関係の事業所の連絡協議会を設立してほしい
- ・ 映画やコンサートなどの余暇活動参加のためのヘルパーについて、送り迎えで別々となるのは非効率ではないか（送って帰って、迎えに来て帰る）
- ・ 白杖など、日常生活用具の申請手続きが簡素化できないのか
- ・ タイムケアや宿泊訓練をしてほしい（知的障害児）
- ・ 日常生活用具や補装具の購入についての販売価格をチェックしてほしい
- ・ 相談支援機能や一貫したケアマネジメントができる環境整備が必要である

3) 保健・医療の充実

【アンケート調査結果】

- ・ 40～64歳での障害の発生が42.2%でピークとなっており、心臓の障害、腎臓の障害、呼吸器の障害が約5割となっている（身体障害）
- ・ 18～29歳での障害の発生が44.8%でピークとなっている（精神障害）
- ・ 障害の原因は「疾病・疾患」が56.8%と高くなっているが、上肢障害は「労働災害」、視覚障害は「先天性」の割合が比較的高い傾向にある（身体障害）
- ・ 18歳未満で9割以上、65歳以上で8割以上の人医療機関にかかっている（身体障害）
- ・ 重度の人ほど医療機関にかかる人が多い傾向にあり、A判定では約9割、B判定で約8割となっている（知的障害）
- ・ 約8割の人が入院の経験があり、そのうちの5割以上が「2～4回」入院をしている（精神障害）
- ・ 9割以上の人医療機関にかかっており、「2週間に1回程度」「月に1回程度」の人が多く（精神障害）

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 発達障害などで、発達の遅れの疑いから、病院に看てもらうまでに時間がかかる（親の障害についての受け入れ）
- ・ 小回りの利く小単位でのカンファレンスが必要である
- ・ 情報を共有化し、関係者が一緒に支えていくことが大切である

4) 療育¹・保育・教育環境の整備

【アンケート調査結果】

- ・ 就学で困ることは「放課後・学校休日に遊べる友だちがない」が身体障害のある人で約2割、知的障害のある人では5割以上
- ・ 卒業後、「普通の学校・大学・専門学校などに進学したい」「特殊学級・養護学校・ろう学校などに進学したい」と考えている人がそれぞれ約3割（身体障害）
- ・ 卒業後は「特殊学級・養護学校などに進学したい」と考えている人は約3割いる（知的障害）

¹ 療育

P10 参照

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ ADHDや多動性や衝動性のある自閉症と肢体不自由児などとの混在は、事故につながる事が懸念される
- ・ 学校において、障害のある児童であることはわかっても、障害について理解してもらえない

5) 雇用・就労の推進

【アンケート調査結果】

- ・ 就労率は18～39歳で約6割、40～64歳で約4割（身体障害）
- ・ 就労率は18～39歳で約6割（知的障害）
- ・ 就労率は2割以下（精神障害）
- ・ 重度障害者の就労率は身体に障害のある人で2割以下、知的に障害のある人で約3割と低くなっている
- ・ 正社員としての就労は身体に障害のある人で約4割、知的に障害のある人で約2割となっている
- ・ 「障害のある人の雇用」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い（身体障害、知的障害、精神障害）
- ・ 「授産施設などの福祉的な働く場」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い（知的障害）
- ・ 「作業所などの福祉的な就労の場」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い（精神障害）
- ・ 退院後、働くところがなくて困ったことのある人が約5割（精神障害）

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ ハローワークや企業に対して、障害のある人の声を伝える機会を設ける
- ・ 福祉施設の業務を体験して「働きたい」という養護学校の児童生徒がいる
- ・ 作業所へ行くときに地域の送迎支援があるとよい
- ・ 障害のある人の「働きたい」という意思をまず家族が尊重すべきではないか
- ・ 行政における障害のある人の雇用が少ない
- ・ 聴覚障害があるため、周囲とのコミュニケーションが不足し、自分が必要とされていないと感じたことがある
- ・ 聴覚障害のある人が就業する際には、特に上司の理解が大切である

- ・ 働く場が少ないため、不当な扱いをされても文句も言えない
- ・ デイケアから一步進んだ就労体験が可能な施設が必要である（中部電力ではリハビリ勤務の制度がある）

6) 生活環境の整備

【アンケート調査結果】

- ・ 住宅の改修を希望している人はバリアフリーに対応していない持ち家住宅に住んでいる人で26.5%（身体障害）
- ・ バリアフリー住宅への入居を希望する人はバリアフリーに対応していない賃貸住宅入居者で高くなっている（身体障害）
- ・ グループホームへの入居を希望している人は、18歳未満で約1割（知的障害）
- ・ 「交通機関の配慮や移動支援」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い（身体障害）

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 地域で単独では暮らしていけない障害のある人のために、夜間や休日にもスタッフが配置されたグループホームが必要
- ・ グループホーム、ケアホームが少ない
- ・ 夜間においても様々な支援や介護技術が必要である
- ・ 歩道が車いすでの通行に対応していない（狭い、横断勾配など）
- ・ 公衆トイレに手すりを付けてほしい

7) 社会参加と自己実現のための活動機会の充実

【アンケート調査結果】

- ・ 視覚の障害が最も重いと回答した人で点字が読める人は1割未満
- ・ 聴覚・平衡機能障害が最も重いと回答した人で手話のできる人は約3割
- ・ 年齢が高くなるほど「ほとんど外出しない」が高くなる傾向にあり、75歳以上で身体に障害のある人で約3割、知的に障害のある人で約5割を占める
- ・ 脳原性運動機能障害、呼吸器障害のある人で「ほとんど外出しない」は3割以上、体幹機能障害のある人で2割を占める

- ・ あまり外出をしない人は約3割（精神障害）
- ・ 「介助者などがいないと外出が困難」という人が約4割（身体障害）
- ・ 「電車・バスに乗るのがむずかしい」という人が約3割（知的障害）
- ・ 「外出するのにお金がかかる」「人の目が気にかかる」「病気や障害に対する理解が得られない」という人が約3割（精神障害）

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 児童デイサービスを利用することにより、障害のある児童が外の社会との関係が持てるのではないか
- ・ 地域の運動会で障害のある人が出られる種目をつくるなど、社会が障害のある人を受け入れることを行ってほしい
- ・ 視覚に障害のある人の移動支援のヘルパーの単価が高く、外出を控えてしまう

8) 生活を支える情報提供

【アンケート調査結果】

- ・ 18～64歳の半数の人が携帯電話を利用している（身体障害）
- ・ 18～39歳の約2割の人が携帯電話を利用している（知的障害）
- ・ 18～39歳の約5割の人が携帯電話を利用している（精神障害）
- ・ パソコンを使える人は18～39歳の人で半数以上（身体障害）
- ・ パソコンを使える人は18歳未満の人で約2割（知的障害）
- ・ パソコンを使える人は18～39歳の人で約3割（精神障害）
- ・ 市のホームページを比較的に見る人は約2割（身体障害）
- ・ 市のホームページを見る人は、見たことがあるという程度の人も含めると約4割（知的障害）
- ・ 市のホームページを比較的に見る人は、約3割（精神障害）
- ・ 「障害のある人やその家族への情報提供」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い（身体障害、知的障害、精神障害）

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 情報窓口が狭い
- ・ 義足をどこでつくればよいかわからない
- ・ 障害者自立支援法の情報提供が不足している

9) 災害時における障害者支援

【アンケート調査結果】

- ・ ひとりで避難できないと思う人は「わからない」を含め、身体に障害のある人で6割以上、知的に障害のある人で8割以上
- ・ ひとりで避難できない人の約5割が介助者の手助けが必要である(身体障害)
- ・ 知的に障害のある人の6割が避難時に介助者の手助けが必要であり、A判定では7割を占める
- ・ 災害時にひとりで避難できない人は約6割で、そのうちの約5割が介助者の手助けが必要(精神障害)
- ・ 安全なところまですばやく避難できないことが大きな問題となっている(身体障害)
- ・ 聴覚障害のある人ではコミュニケーション、腎臓障害のある人では避難場所での投薬や治療、ぼうこう・直腸・小腸に障害のある人では生活環境の問題が大きい
- ・ どのように対応すべきか判断できないことが大きな問題となっている(知的障害、精神障害)
- ・ 身体に障害のある人で2割以上、知的に障害のある人で約4割が障害のある人に配慮した避難所の設置、適切な情報提供を希望している
- ・ 緊急時での適切な情報提供、障害のある人に配慮した避難所を希望している人が2割以上(精神障害)
- ・ 障害のある人の居住情報リストの作成に賛成する人は6割以上だが、町内会などへの開示に賛成の人は約1割(身体障害)
- ・ 障害のある人の居住情報リストは作成してもよいが公表すべきでないという人が知的に障害のある人で約4割、精神に障害のある人で約3割を占める
- ・ 「災害などの緊急時の支援体制」に対して今後重要と考えているが、十分でないと感じている人が多い(身体障害、知的障害)

【ヒアリング結果からの課題】

- ・ 災害時、公共交通機関において、聴覚に障害のある人に対する情報提供が不十分である(文字情報が少ない)
- ・ 緊急時の情報を民生委員や町内会役員を通じてでも早く伝えてほしい(視覚障害)

第3章 サービスの見込み量と 確保のための方策

1 平成23年度までの目標

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、入所施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅などに移行する数を見込み、その上で、平成23年度末の段階において地域生活に移行する障害者の数値目標を設定します。

区 分	数 値			考 え 方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合 計	
現時点の施設入所者数 (A)	98 人	184 人	282 人	現時点は平成 17 年 10 月 1 日の数とする
平成 23 年度末の施設入所者数 (B)	88 人	174 人	262 人	平成 23 年度末時点の利用人員を見込む
【目標値】 削減見込 (A - B)	10 人 (10.2%)	10 人 (5.4%)	20 人 (7.1%)	差引減少見込数 (地域生活移行者数 - 新規入所者数)
【目標値】 地域生活移行者数	12 人	29 人	41 人	施設入所からグループホーム、ケアホームなどへ移行する者の数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成 24 年度までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（以下「退院可能精神障害者」という。）が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業などの必要量を見込み、平成 23 年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定します。

区 分	数 値	考 え 方
現在の退院可能な精神障害者の人数	52 人	平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】退院者数	44 人	上記のうち、平成 23 年度末までに退院を目指す数

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 23 年度中に一般就労に移行する障害者の数値目標を設定します。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成 23 年度までに現在の福祉施設利用者のうち、2 割の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 23 年度時点において、就労継続支援事業の利用者のうち、3 割以上は A 型（雇atype）を利用することを目指します。

区 分	数 値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	4 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 23 年度の年間一般就労移行者数	16 人（4 倍）	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2 障害福祉サービスなどの必要な見込み量および確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由障害者で常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護などから、外出時の移動支援などを総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときを生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援などを行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

ア 訪問系サービスにおける1か月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護 重度訪問介護	9,790 時間分	10,824 時間分	11,946 時間分	15,994 時間分
行動援護 重度障害者等包括支援	445 人	492 人	543 人	727 人

1人あたりの利用時間は、平成18年度実績より22.0時間を想定

イ 障害福祉サービス等確保のための方策

サービス提供事業者に対し、今後サービス提供の増加が見込まれる精神障害者や、24時間サービスを必要とする障害者へのサービス拡充に向け働きかけます。

入所者の地域移行の推進により、今後新たな需要が見込まれるため、障害者の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業者へ、専門的人材の確保およびその質的向上を図るよう働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護、児童デイサービス、短期入所（ショートステイ）のサービスがあります。

生活介護

常に介護を必要とする障害者が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。

就労移行支援

一般企業などへの就労を希望する障害者が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援（A型・B型）

一般企業などへの就労が困難な障害者が対象となります。働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。

療養介護

医療と常時の介護を必要とする人が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。

児童デイサービス

障害児が対象となります。日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。

短期入所

介護者が病気などの理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

ア 日中系サービスにおける1か月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	118 人	269 人	354 人	475 人
	2,596 人日	5,918 人日	7,788 人日	10,450 人日
自立訓練 (機能訓練)	0 人	6 人	7 人	9 人
	0 人日	132 人日	154 人日	198 人日
自立訓練 (生活訓練)	0 人	23 人	30 人	43 人
	0 人日	506 人日	660 人日	946 人日
就労移行支援	16 人	58 人	74 人	96 人
	352 人日	1,276 人日	1,628 人日	2,112 人日
就労継続支援 (A型)	0 人	1 人	10 人	52 人
	0 人日	22 人日	220 人日	1,144 人日
就労継続支援 (B型)	0 人	29 人	55 人	145 人
	0 人日	638 人日	1,210 人日	3,190 人日
療養介護	0.0 人分	0.0 人分	0.0 人分	23 人分
児童デイサービス	155 人	171 人	188 人	251 人
	1,240 人日	1,368 人日	1,504 人日	2,008 人日
短期入所	67 人	76 人	85 人	118 人
	402 人日	456 人日	510 人日	708 人日

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）の1人あたりの利用日数は、22日を想定

児童デイサービスの1人あたりの利用日数は、過去の実績より8日を想定

短期入所の1人あたりの利用日数は、6日を想定

イ 障害福祉サービス等確保のための方策

1) 福祉施設から一般就労への移行支援

障害者の専門的・総合的な就業指導、就業講習などを行う県障害者職業センターなどの活用を促進し、障害者の就業を支援します。

事業者に対して就労移行支援事業の取り組みを働きかけ、一般就労への移行を推進します。

障害者が身近な地域で就労継続支援を利用できるように就労継続支援事業への移行を事業者働きかけます。

2) 障害者雇用の促進

国や県や関係機関と連携し、事業主に対する障害者雇用の促進する各種助成制度などの周知徹底を図るとともに、理解を深めるため啓発活動を推進します。

知的障害者職親委託制度¹を活用し、知的障害者の雇用の促進します。

障害者を雇用した事業主に対し、障害者特別雇用奨励金を支給します。

一般企業やハローワーク、障害者職業センター、名古屋市障害者雇用支援センターと連携して、障害者の雇用の支援する機能を持ったセンターの配置を検討します。

1 知的障害者職親委託制度

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間職親（知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者などの私人）に預け、生活指導および技能習得訓練などを行う制度。これによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めることを目的としている。

3) その他日中活動系サービスの推進

常に介護を必要とする障害者に昼間の入浴や排せつおよび食事の介護をしたり、創作活動または生産活動の機会を提供したりする生活介護の拡充を、事業者に働きかけます。

障害者に身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練などを行う自立訓練の拡充を、事業者に働きかけます。

障害児に日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを行う児童デイサービスの拡充を、事業者に働きかけます。

介護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭での障害者介護が困難となった家庭などを支援するため、短期入所の受け入れ体制の充実に向けて、社会福祉法人、医療法人などの事業者へ働きかけます。

日中の一時的預かりが必要な障害者および障害児を把握し、日中一時支援事業の拡充を、事業者に働きかけます。

地域活動支援センターに通う必要のある障害者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。

精神障害者の社会復帰のため、保健所など関係機関と連携して、社会適応訓練などの推進に努めます。

精神障害者のための社会との交流・創作活動などの日中活動の場を充実するよう、事業者に働きかけます。

社会福祉法人などが実施する障害者のための施設整備に対し、経済的支援を行います。

(3) 居住系サービス

居宅系サービスには、共同生活介護、共同生活援助、施設入所支援などのサービスがあります。

共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

ア 居住系サービスにおける1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助	26 人分	34 人分	46 人分	91 人分
共同生活介護				
施設入所支援	75 人分	186 人分	239 人分	262 人分

イ 障害福祉サービス等確保のための方策

居住支援を必要とする障害者に対し、広域で調整しながら、居住施設の確保に努めます。

グループホーム、ケアホームに居住している知的障害者および精神障害者に日常生活上の援助または介護を行う事業の拡充を、事業者に働きかけます。

障害者に対する差別・偏見をなくし、障害者の地域生活への移行を円滑にするために、障害に関する知識についての啓発活動を推進します。

(4) 相談支援

障害福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホームおよび重度障害者等包括支援を除く）の利用が見込まれる人のうち、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者に、計画的なプログラムの作成などの必要な相談を提供します。

ア 相談支援における1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
相談支援	3 人分	63 人分	75 人分	114 人分

イ 障害福祉サービス等確保のための方策

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者などに適切なサービス利用計画の作成を円滑に行うために、関連機関と連携を図るとともに、専門的な相談支援体制の確保を働きかけます。

より適切な支援を図るため、行政と関係機関・事業所との事例検討会の実施を検討します。

地域包括支援センターとの連携を検討します。

3 地域生活支援事業の必要な見込み量および 確保のための方策

(1) 相談支援事業

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害者や家族、介助者などからの相談に応じ、必要な情報の提供などの便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

ア 相談支援事業における1年あたりの必要な量の見込み

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	1箇所	2箇所	3箇所	5箇所
ア 障害者相談支援事業	1箇所	2箇所	3箇所	5箇所
イ 地域自立支援協議会	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
相談支援機能強化事業	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
住宅入居等支援事業	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所
成年後見制度利用支援事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

障害者相談支援事業……………地域の障害者の福祉に関する問題に対し、障害者やその保護者、または介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言などを行います。

地域自立支援協議会……………相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場として設置します。

相談支援機能強化事業……………相談支援事業の機能を強化するため、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置します。

住宅入居等支援事業……………賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行います。また、家主などへの相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
一般住宅…公営住宅や民間の賃貸住宅(アパート、マンション、一戸建て)

成年後見制度利用支援事業……………判断能力が不十分な障害者が、障害福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようするため、成年後見制度の利用の支援を行います。

イ 地域生活支援サービス等確保のための方策

社会福祉法人など障害者福祉に長く携わっている事業者に対し、相談支援への取り組みを働きかけます。

精神障害者に対する相談支援については、精神の障害に関する専門知識を有する専門職や支援体制などを確保できる事業者に取り組みを働きかけます。

地域包括支援センターとの連携を検討します。

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳や要約筆記などの方法により、他の人との意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者などの派遣などを行い、意思疎通の円滑化を図ります。

ア コミュニケーション支援事業における1年あたりの必要な量の見込み

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	220人	242人	266人	354人

イ 地域生活支援サービス等確保のための方策

地域における手話通訳者や要約筆記者を把握し、人材の育成に努めます。

ボランティア団体や手話サークルなどとの連携を強化します。

各公共機関において手話通訳者を適切に設置します。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害者などに対し、自立生活支援用具などの日常生活用具を給付することなどにより、日常生活の便宜を図ります。

ア 日常生活用具給付等事業における1年あたりの必要な量の見込み

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
介護・訓練支援用具	30件	33件	36件	48件
自立生活支援用具	70件	77件	85件	113件
在宅療養等支援用具	50件	55件	61件	81件
情報・意思疎通支援用具	65件	72件	79件	106件
排せつ管理支援用具	5,700件	6,270件	6,897件	9,181件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	12件	13件	14件	19件

介護・訓練支援用具 …………… 特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなど

自立生活支援用具 …………… 入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置など

在宅療養等支援用具 …………… 透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計など

情報・意思疎通支援用具 …………… 携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書など

排せつ管理支援用具 …………… ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器など

居宅生活動作補助用具（住宅改修費）… 障害者（児）の移動などを円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

イ 地域生活支援サービス等確保のための方策

日常生活用具の利用希望者の把握に努めます。

障害の特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難な障害者について、通院を除く社会生活上必要不可欠な外出および社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促します。

ア 移動支援事業における1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
移動支援事業	18 箇所	20 箇所	22 箇所	29 箇所
	104 人	114 人	125 人	166 人
	1,453 時間	1,598 時間	1,758 時間	2,340 時間

1人あたりの利用時間は、平成18年度実績より14.0時間を想定

イ 地域生活支援サービス等確保のための方策

重度視覚障害者、車いす使用者などの移動支援の利用希望者を把握し、サービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。

移動支援のヘルパーの研修を進め、その資質の向上を図ります。

移動支援のニーズを把握し、支援方法を検討します。

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターに障害者を受け入れ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を供与し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

ア 地域活動支援センターにおける1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター	3 箇所	6 箇所	7 箇所	8 箇所
	18 人	50 人	70 人	90 人
	198 人日	550 人日	770 人日	990 人日

1人あたりの利用日数は、平成18年度実績より11日を想定

- イ 地域生活支援サービス等確保のための方策
地域活動支援センターに通う必要のある障害者へのサービス提供の拡充に向け、事業者に働きかけます。

(6) 福祉ホーム

福祉ホームのニーズを把握し、設置について検討します。

(7) 日中一時支援事業

その他の地域生活支援事業として、日中一時支援を実施します。障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、介護者の負担を軽減し、障害者に対しては、日中における活動の場を確保します。

ア 日中一時支援事業における1か月あたりの必要な量の見込み

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	11 箇所	12 箇所	13 箇所	16 箇所
	82 人	90 人	99 人	132 人
	492 回	540 回	594 回	792 回

1人あたりの利用回数は、平成18年度実績より6回を想定

- イ 地域生活支援サービス等確保のための方策
日中の一時的預かりが必要な障害者を把握し、日中一時支援事業の拡充を事業者に働きかけます。

第4章 今後の施策の推進

1 関係機関・団体との連携

障害のある人に対する各種サービスの充実をめざし、保健・福祉分野以外の関係機関・団体との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

その中で、「相談支援事業」を効果的に実施するためには、障害のある人を支える地域のネットワークの構築が不可欠であることから、市は相談支援事業を実施するに当たり、「一宮市障害者自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

また、就労移行を推進していく上で、それぞれの障害の特性と企業が望む能力とのマッチングが重要であり、障害のある人と企業の間で就労環境をコーディネートする仕組みについて、関係機関や市内の企業と協議し検討します。

一宮市障害者自立支援協議会の概要

【目的】

市内に居住する障害のある人が、地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を促進しつつ権利擁護の推進を図るため、福祉・保健・医療・教育・労働などの各分野におけるサービスや機能を総合的に調整、推進する。

【事業内容】

各分野における行政担当者、相談支援事業所の相談員、コーディネーターなどによる訪問・相談活動を通じ、障害者のニーズの把握を行い、問題解決への方策を検討する。

処遇困難ケースなどについての具体的な処遇方針の策定や関係機関へのサービス提供の要請を行う。

サービス提供後の評価と新たなサービスメニューや施策を検討し、関係機関に対して要望・提言などを行う。

一宮市障害者基本計画および一宮市障害福祉計画の進捗状況の確認を行う。

その他、目的達成のために必要な事業を行う。

【組織】

障害者団体	相談支援事業者
福祉サービス事業者	権利擁護関係者
保健・医療関係者	企業
雇用関係機関	教育関係者
行政機関	など

2 庁内関連機関相互の連携

本計画は、障害のある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられます。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進めます。

3 計画の進行管理

本計画の進行管理は、各施策について行政評価システムによる評価結果などを活用するなど効率的かつ有効な方法によるものとし、総合計画および各分野別計画の進捗状況や見直しにあわせ、市政全般の動きに沿って進めます。

また、一宮市障害者自立支援協議会において進捗状況の確認を行います。

4 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障害のある人のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

参考資料

1 計画策定の経緯

日 程	内 容
平成 18 年 5 月 29 日	第 1 回一宮市障害者基本計画等策定委員会 1. 委嘱並びに委員の紹介 2. 会長及び副会長選出 3. 議事 (1) 「一宮市障害者基本計画」及び 「一宮市障害福祉計画」策定の趣旨 (2) アンケート調査について
平成 18 年 6 月 27 日 ~ 7 月 10 日	一宮市障害者福祉に関する計画策定のための アンケート調査実施 身体障害者 市内在住の身体障害者手帳所持者 から 2,000 人を抽出 知的障害者 市内在住の療育手帳所持者から 1,000 人を抽出 精神障害者 市内在住の精神障害者保健福祉手帳 所持者全員 一般市民 20 歳以上の市民から 2,000 人を 抽出
平成 18 年 8 月 2 日	第 2 回一宮市障害者基本計画等策定委員会 (1) アンケート調査の中間報告 (2) 一宮市における障害者の現状 (3) ヒアリング調査の方針について (4) 見込み量の算定について (5) 障害者基本計画と障害福祉計画の構成について (6) 障害者の地域支援に関する意見交換
平成 18 年 8 月 24 日 ~ 9 月 11 日	事業者・団体ヒアリング実施 (22 団体)
平成 18 年 9 月 25 日	第 3 回一宮市障害者基本計画等策定委員会 (1) アンケート調査、ヒアリング調査からの課題につ いて (2) 基本理念について (3) 障害福祉サービスの見込み量について (4) 地域生活支援事業について
平成 18 年 11 月 16 日	庁内検討委員会

日 程	内 容
平成 18 年 11 月 29 日	第 4 回一宮市障害者基本計画等策定委員会 (1) 一宮市障害者基本計画 (素案) について (2) 一宮市障害福祉計画 (素案) について
平成 18 年 12 月 11 日 ~ 平成 19 年 1 月 10 日	パブリックコメント
平成 19 年 1 月 30 日	第 5 回一宮市障害者基本計画等策定委員会 (1) パブリックコメントに対する市の考え方について (2) 「障害者」の表記について (3) 策定委員会議事録の署名者について
平成 19 年 3 月 9 日	第 6 回一宮市障害者基本計画等策定委員会 (1) 一宮市障害者基本計画及び一宮市障害福祉計画 最終案について (2) 議事録の署名について

2 . 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項の規定に基づく一宮市障害者基本計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく一宮市障害福祉計画(以下「一宮市障害者基本計画等」という。)を策定するため、一宮市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市障害者基本計画等の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、19人以内の委員で構成する。

2 委員は、学識経験者、関係機関の代表、関係団体の代表及び公募する市民の中から審査によって選ばれた者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課で行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年5月29日から施行する。

3 . 策定委員会委員名簿

氏 名	所属団体等	備考
野田 正文	一宮女子短期大学教授	会長
内山 治夫	愛知新城大谷大学講師	副会長
野口 良樹	一宮市医師会副会長	
野田 和裕	一宮歯科医師会会長	
白木 圭子	一宮地区薬剤師会副会長	
服部 修寛	一宮市議会厚生委員会委員長	
伊藤 求	愛知県一宮保健所長	
柳瀬 政徳	愛知県一宮児童相談センター長	
長尾 博之	一宮市社会福祉協議会会長	
佐々木 千賀子	一宮市民生児童委員協議会連絡会長	
鎌田 傳夫	一宮市身体障害者福祉団体連合会会長	
宇佐見 信子	一宮市肢体不自由児者父母の会副会長	
河本 和子	一宮市視覚障害者福祉協会会長	
國島 智子	愛知県立一宮聾学校保護者会代表	
葛谷 恵子	愛知県立一宮東養護学校保護者会代表	
服部 美代子	精神障害者尾張地域家族会代表	
小川 尚美	市民公募委員	
佐伯 千代美	市民公募委員	
高間 正美	市民公募委員	

4 .一宮市障害者基本計画等策定に係る庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 一宮市障害者基本計画等策定委員会設置要綱(平成18年5月29日施行)第8条の規定に基づき、一宮市障害者基本計画等策定に係る庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市障害者基本計画等の策定に関し、実現可能な具体的方策を講ずるものとする。

(構成)

第3条 委員会は、障害者に関わる次の事業を担当する部局の関係者のうち主査級の職員により構成する。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援
- (2) 保健・医療
- (3) 療育・保育、教育環境の整備
- (4) 生活・住環境の整備
- (5) 雇用・就労の推進
- (6) スポーツ・レクリエーション・文化活動・地域活動
- (7) 生活情報の提供
- (8) 地域福祉の推進による障害者支援
- (9) 災害時における障害者支援

(座長)

第5条 委員会に座長を置き、座長は、一宮市市民福祉部福祉課長が務めるものとする。

2 座長は、委員会を総括する。

(会議等)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じ会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(一宮市障害者基本計画等策定委員会との連携)

第6条 委員会は、次のとおり一宮市障害者基本計画等策定委員会(以下「策定委員会」という。)との連携を保つものとする。

- (1) 第2条に規定する所掌事項について、具体的事例に対処した場合において、その結果又は途中経過を策定委員会に報告すること。
- (2) 広く策定委員会の委員の意見を求めること。

2 前項第1号の報告について、策定委員会の会議を開催する暇がないときその他やむを得ないときは、当該会議の開催に代えて書面により報告することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、市民福祉部福祉課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り、座長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

4 . 庁内検討委員会委員所属部署

所属部署	
教育委員会事務局 教育文化部	学校教育課
	生涯学習課
	スポーツ課
市民福祉部	福祉課
	高年福祉課
	保育課
	子育て支援課
	保険年金課
	健康づくり課
	いずみ学園
経済部	経済振興課
企画部	企画政策課
	地域ふれあい課
建設部	まちづくり課
	建築住宅課
その他	社会福祉協議会

<表紙の絵について>

市内の障害者施設を利用している 田深良成さんの作品です。

一宮市障害福祉計画

発行日 平成 19 年 3 月

発 行 一宮市

編 集 一宮市市民福祉部福祉課
一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

T E L (0586)28 - 8100

F A X (0586)73 - 9124